

USパテントニュース

- ・ 米国特許庁は、特許出願の処理に要する平均期間が増加し続けていると報告しました。特許出願、植物特許出願、及び再発行特許出願が提出されてから許可又は放棄になるまでの期間は、2004年では平均27.6ヶ月であり、これは2003年の平均26.7ヶ月より増加しています。米国特許庁は18ヶ月とすることを目標としていますが、1990年以来、未だその目標は達成されていません。米国特許庁は、処理期間が増加したことは、出願件数の増加によるものであり、全出願件数は2004年に6.0%増加したと報告しています。

- ・ フィールドハイブリッドエンジン社の特許が無効となる

フィールドハイブリッドエンジン (F)社のハイブリッドエンジンに係わる特許が無効となりました。2004年12月に、F社は、同社のハイブリッドエンジン技術に関する特許権 (USP Nos. 6,481,516、6,669,954)を侵害しているとして、トヨタ (T)社を訴えました。T社は、F社が審査の過程でオフィスアクションに応答しなかったことを理由として、F社の当該特許は、そもそも放棄された出願に対して許可された特許であり、したがって当該特許は無効であると主張していました。F社の当該特許は、意図的でない放棄 (unintentional abandonment)であることを主張した申し立て (petition)の後、結果的に許可された特許でした。しかし T社は、F社の弁護士が当該出願について近々放棄となることをF社へ通告したレターを引用して、F社の申し立て時のかかる主張は不当であり、したがって当該特許は無効であると主張し、裁判所もこの主張に同意しました。

以上は米国 GREENBLUM & BERNSTEIN 法律事務所から許可を得て、同事務所が発行した ASIAN PRACTICE GROUP NEWSLETTER から抜粋、翻訳したものです。